

保健施設利用券の不正利用について

本組合では保健保養奨励事業の一環として、保健施設利用券（1枚3,000円。以下「施設利用券」という。）を交付し、契約保健施設で施設利用券を使用した際にその費用の一部を助成する契約保健施設利用助成事業を実施しております。

しかしながら、毎月の各契約保健施設からの請求内容を精査していると、対象利用者（本組合の組合員及び被扶養者）以外の者の使用や、同一人物の複数枚の使用といった不正な利用が散見されております。

つきましては、利用方法等について次のとおりとなりますので再度ご確認をお願いいたします。

利用方法等

- 施設利用券は組合員1人につき1枚しか配付しておりません。
- 使用できる方は組合員及び被扶養者です。
- 他の組合員や他人への譲渡・売買等は禁止しております。
- 使用する際は、必ず「組合員証」または「組合員被扶養者証」を提示してください。
- 施設利用券は利用金額が3,000円以上になる場合のみ使用可能です。
- 施設利用券は現金での釣銭または換金はできません。

～お願い～

不正利用が発覚した場合、本組合もしくは利用先契約保健施設から返還請求をさせていただく場合がございます。

不正利用が多発する場合、事業の縮小・廃止といったことも検討していかねばなりませんので、利用方法等について遵守していただきますようお願いいたします。